

マイナポイントの申請期限は5月末まで

マイナポイントの申請期限が**5月末までに延長**になりました。
役場では特設窓口を設置してあります（開庁時間に限る。）。
ぜひご利用ください。

※マイナポイントを受け取ることができる人は、期限までにマイ
ナンバーカードを申請した人に限ります。

▶問い合わせ先 企画財政課 企画室 ☎26-2241(直通)



吉岡町長・吉岡町議会議員選挙

4月23日①は投票に行きましょう



乗合バスを利用しましょう

ICカード乗車券を使って乗合バスを利用した高齢者へ助成



▼投票日

期日 **4月23日①**

(告示日 4月18日②)

時間 午前7時～午後8時

▼期日前・不在者投票日

期間 4月19日③～22日④

時間 午前8時30分～午後8時

場所 コミュニティセン
ター和室(役場南)

※選挙期日に仕事や旅行、学
業、冠婚葬祭などの用務があ
るなど、一定の事由に該当す
ると見込まれる人は、期日前
投票を行うことができます。

※期日前投票は宣誓書の記入
が必要になります。宣誓書は、
入場券の裏面に印刷されてい
ます。あらかじめ記入して期
日前投票所にお持ちいただく
とスムーズに手続きできま
す。

▼投票できる人(満18歳以上)

平成17年4月24日以前に生ま
れた人で令和5年1月17日以
前に町の住民基本台帳に登録
され、引き続き3カ月以上住
所があり、選挙人名簿に登録
されている人

※投票日の前日までに町外へ転

出した人は、投票できません。

▼投票所入場券

4月中旬ごろ、世帯ごとに
郵送します。入場券を紛失し
た場合は、本人確認書類(運転
免許証など)を持参してくだ
さい。投票所で再発行がで
きます。

第6投票所が変更

次のように投票所を変更し
ました。ご注意ください。

変更前 上中町集落センター

変更後 大久保集落センター
(大久保1310-1)

※第6投票区の皆さまには、
入場券と共に変更後の投票所
の案内を同封します。ご確認
ください。

▼問い合わせ先

選挙管理委員会
☎26・2240(直通)

投票箱

投票箱

投票箱

投票箱

投票箱

投票箱

投票箱

投票箱

投票箱

投票箱

投票箱

投票箱

投票箱

投票箱

投票箱

投票箱

投票箱

投票箱

投票箱

マイナンバーカード申請、 受け取りおよび証明発行 延長サービス

▶日時

4月17日⑤、
5月1日⑥、5月15日⑦

▶時間

～19:30

▶場所・問い合わせ先

マイナンバーカードの申請・
受け取りおよび諸証明書の発行
住民課 住民環境室
☎26-2244(直通)

マイナポイントの申請

企画財政課 企画室
☎26-2241(直通)



ICカード乗車券を使って乗合バスを利用した高齢者へ助成

ICカード乗車券を使って乗合バスを利用した高齢者へ助成

ICカード乗車券を使って乗合バスを利用した高齢者へ助成

ICカード乗車券を使って乗合バスを利用した高齢者へ助成

ICカード乗車券を使って乗合バスを利用した高齢者へ助成

ICカード乗車券を使って乗合バスを利用した高齢者へ助成

ICカード乗車券を使って乗合バスを利用した高齢者へ助成

ICカード乗車券を使って乗合バスを利用した高齢者へ助成

ICカード乗車券を使って乗合バスを利用した高齢者へ助成

ICカード乗車券を使って乗合バスを利用した高齢者へ助成

ICカード乗車券を使って乗合バスを利用した高齢者へ助成

ICカード乗車券を使って乗合バスを利用した高齢者へ助成

ICカード乗車券を使って乗合バスを利用した高齢者へ助成

ICカード乗車券を使って乗合バスを利用した高齢者へ助成

ICカード乗車券を使って乗合バスを利用した高齢者へ助成

ICカード乗車券を使って乗合バスを利用した高齢者へ助成

今月の納税

固定資産税……………1期

納期限 5月1日(日)

コンビニエンスストア、LINE Pay、PayPay
でも納付できます。また、便利で確実な
口座振替もご利用ください。

- 令和5年度をもって、第4期吉岡町障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の計画期間が終了します。次期計画を策定するため、策定協議会を開催します。この協議会で、広く町民皆さまの意見を反映するために委員を募集します。
- ▼募集人員 2人
- ▼任期 委嘱の日より令和6年3月末(予定)
- ▼開催回数 年3回程度
- ※協議会の日程は、開催日の概ね1カ月前に通知します。
- ▼報酬 1回につき4,400円
- ▼対象次の全てに該当する人
- 地方公務員法第16条の規定に該当しない人
- 町に住所を有し、令和5年4月1日現在で20歳以上70歳未満の人
- 町の他の委員会の委員を3つ以上兼務していない人
- 当協議会の委員としてすでに構成委員を推薦している団体に所属していない人

吉岡町障害者計画等策定協議会

皆さまの意見を計画に反映します



申し込み・問い合わせ先
介護福祉課 福祉室
☎26・2246(直通)
✉fukushi@town.yoshioka.
gunma.jp

- ▼申し込み 申込書に必要事項を記入し、郵送・持参、FAXまたはメールで提出してください。
- ※申込書は福祉室窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードできます。
- ▼申込期限 5月1日(日)必着
- ▼選考方法 原則書類選考、必要に応じて面接を行います。
- ▼申し込み・問い合わせ先 介護福祉課 福祉室 ☎26・2246(直通)



トルコ・シリア地震救援金募金 ご協力をお願いします

2月6日に発生したトルコ共和国南東部を震源とする地震および余震について、救援活動を支援するため、日本赤十字社では救援金の募金箱を設置しています。温かいご支援、ご協力をお願いします。

- ▶募集期間 当面の間
- ▶設置場所 介護福祉課窓口

▶問い合わせ先
介護福祉課 福祉室
☎26-2246(直通)

忘れずに納付してください

令和5年度固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日に土地、家屋、償却資産を所有している人が、町に納める税金です。

固定資産の所有者に、令和5年度分の納税通知書を4月中旬に発送します。忘れずに納付してください。納税には、スマホ決済アプリが利用できます。詳しくは、納税通知書をご覧ください。

▶問い合わせ先
税務会計課 税務室 ☎26-2238(直通)

ナンバーディスプレイなど

特殊詐欺対策電話機などの購入費を補助

- ▼対象 次の全てに該当する人またはその人の属する世帯の世帯員
- 申請日時点において町内に住所を有している65歳以上の老人
- 特殊詐欺対策電話機などの購入から1年以内であること
- 世帯員全員に町税などの滞納がないこと

- ▼補助金額 購入費の2分の1(100円未満切り捨て)で、上限5,000円
- ▼申請方法 購入した機器の領収書および保証書の写しを添付し、補助金の交付申請を行ってください。
- ▼問い合わせ先 総務課 協働安全室 ☎26・2243(直通)



安全で静かな道路に

電源立地地域対策交付金事業で舗装補修

発電用施設の立地地域・周辺地域である市町村への交付金を利用して、漆原地内の町道駒小・半田線(約210m)のアスファルト舗装を補修しました。これにより、ひび割れやわだちなどの路面損傷を改善することができました。

▼問い合わせ先

建設課 都市建設室
☎26・2278(直通)



▲舗装された漆原地内の町道駒小・半田線



ヘルメットを着用しましょう

高校生等自転車用ヘルメット購入補助

群馬県交通安全条例の改正により、令和3年4月から自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となりました。自転車事故が多く、ヘルメット着用率の低い高校生世代に向けて、着用の促進を図るため、補助を実施しています。

▼対象

申請年度に満15歳～満18歳に達する中高生の保護者で、安全基準を満たすヘルメット(中古品を除く)を購入し、次の全てに該当する人

●申請日に中高生と保護者が町に住所を有していること
●ヘルメットの購入から1年以内であること

※補助金の交付は中高生1人に対し1回限りです。

▼ヘルメットの安全基準

- ・SGマーク
- ・JCFマーク
- ・CEマーク
- ・GSマーク
- ・CPSマーク
- ・その他町長が認めるもの

▼申請方法

ぐんま申請受付システムまたは協働安全室(②番窓口)で申請してください。



▲ぐんま電子申請受付システムはこちら

▼補助金額

ヘルメット購入価格の2分の1(100円未満切り捨て)で、上限2,000円。

▼申請に必要なもの

- 申請書
- 領収書など(購入日、商品名および購入額が記載されているもの)
- ヘルメット付属の保証書または取扱説明書
- 安全基準を満たしていることがわかる書類
- 通帳など(振込先がわかるもの)の写し

▼問い合わせ先

総務課 協働安全室
☎26・2243(直通)



工事開始前に業者へご相談ください 家庭用浄化槽設置補助金

浄化槽工コ補助金交付事業は令和5年度が最終年度です。

家庭用浄化槽(合併処理浄化槽)を設置する人に、浄化槽設置補助金を交付しています。単独処理浄化槽かくみ取り槽を合併処理浄化槽へ切り替える場合、町の補助金に加えて、県の浄化槽工コ補助金も受けられます。令和5年度分の補助金の申請期限は、いずれも**12月28日**です。

必ず工事を始める前に、工事業者へ相談してから申請してください。通常、工事業者が書類を揃えて町へ提出します。

▼対象 公共下水道区域および農業集落排水区域を除く全域(ただし、農業集落排水区域では、新規のつなぎ込みができない区域は対象となる場合があります。)

▼補助金額 5人槽=17万4千円、7人槽=22万5千円、10人槽=29万8千円

※浄化槽工コ補助金を受ける場合は、上記に加えて10万円

▶問い合わせ先

上下水道課 下水道室 ☎26-2284(直通)